

特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

千葉県東庄町長

公表日

令和7年4月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金に関する法定受託事務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②氏名及び住所の変更に係る事項の届出の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ④保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑤法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑥所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供 ⑦老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金に係る裁定請求届出等の受理 ⑧未支給年金・死亡一時金に係る裁定請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑨特別障害給付金に係る請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑩年金生活者支援給付金に係る請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑪年金生活者支援給付金に係る受給資格者等の所得情報等の提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供 ⑫日本年金機構が実施する未納者対策や年金受給者の現況・所得状況の確認に必要な情報提供
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、バックアップシステム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、年金集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1号 別表の46, 47, 48, 120, 122および128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表の主務省令」という。) 第24条2、第59条及び第68条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条 第8号別表 第46,47,48項 ・別表の主務省令 第24条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課国保年金係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-6071
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない (入手) [] 接続しない (提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットの照会によるマイナンバーの取得のみとするものではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確保を行うこと。本人からマイナンバーの提供を得られない場合のみ行う住基ネットの照会では、4情報又は3情報による照会を原則とすること。複数人での確認を行った上で最終的な紐づけ作業を実施し、その確認記録をとっていること。上記を実施していることから、十分であると判断する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てている。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。上記を実施していることから十分であると判断する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日			⑥老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金に係る請求届出等	事前	
平成29年4月1日	⑤、②評価実施機関における担当部署(所属長)	河津 静夫	高木 浩一	事後	
平成30年4月1日	⑤、②評価実施機関における担当部署(所属長)	高木 浩一	伊藤 雅晃	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数	平成28年12月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月12日	公表日	2017/1/4	2018/6/12	事後	
平成30年6月12日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 雅晃	町民課長	事後	「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止による
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の追加	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取る。	国民年金法に基づき国民年金事務を実施している。	国民年金法に基づき国民年金事務を実施している。	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和7年1月6日	I. 関連情報:3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、バックアップシステム	国民年金システム、宛名管理システム、バックアップシステム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、年金集約システム	事後	
令和7年1月6日	I. 関連情報:3. 個人番号の利用:法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1号 別表の46、47、48、120及び122の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表の主務省令」という。) 第24条2、第59条及び第68条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1号 別表の46、47、48、120、122、128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表の主務省令」という。) 第24条2、第59条及び第68条の2	事後	
令和7年1月6日	I. 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和7年1月6日	I. 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二(48、50の項)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条 第8号別表 第46,47,48項 ・別表の主務省令 第24条の2	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	2024/3/1	2024/12/1	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	2024/3/1	2024/12/1	事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策 8人手を介在させる事業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	追加		事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策 8人手を介在させる事業	追加		事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	追加		事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	追加		事後	
令和7年4月25日	1. 関連情報: 3. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務: ②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金に関する法定受託事務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②氏名及び住所の変更に係る事項の届出の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ④保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ⑤法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑥所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供 ⑦老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金に係る裁定請求届出等の受理 ⑧未支給年金・死亡一時金に係る裁定請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑨特別障害給付金に係る請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑩年金生活者支援給付金に係る請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑪日本年金機構が実施する未納者対策や年金受給者の現況・所得状況の確認に必要な情報提供	国民年金法に基づき国民年金に関する法定受託事務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②氏名及び住所の変更に係る事項の届出の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ④保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑤法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑥所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供 ⑦老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金に係る裁定請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑨特別障害給付金に係る請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑩年金生活者支援給付金に係る請求届出等の受理、確認 1. 申請受付 2. 請求書等の作成 ⑪年金生活者支援給付金に係る受給資格者等の所得情報等の提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供 ⑫日本年金機構が実施する未納者対策や年金受給者の現況・所得状況の確認に必要な情報提供	事後	